

令和4年度事業計画

1 法定検査事業

(1) 浄化槽法第7条検査の実施 180基

(2) 浄化槽法第11条検査の実施 14,370基

(内訳)

協会検査(通常)	6,780基
〃(基本検査)	1,420基
効率化(業者)検査	6,170基

(3) 二次検査及びクロスチェック検査の実施

二次検査 130基

クロスチェック検査 185基

(4) 法定検査精度管理委員会の開催

2 浄化槽設置基数の把握

(1) 市町の台帳と協会データとの照合

(2) 維持管理業者の顧客台帳との照合

(3) 未検査浄化槽の掘り起こし

(4) 受検率の向上

3 生活環境の保全と向上に関する正しい知識の普及啓発

(1) 生活環境に関する諸情報のインターネット等での発信

(2) 浄化槽管理者への啓発チラシ等の作成・配付

(3) 単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換啓発

(4) 普及啓発イベントの開催

4 浄化槽の設置に係る予備審査、登録及び適正な施工と維持管理の指導その他浄化槽関連事業

(1) 取扱要綱の指導徹底

(2) 設置調書、設置届出書等の予備審査

(3) 浄化槽工事業・保守点検業の登録に関する事務及び指導

(4) 7条検査申し込みの徹底及び11条検査の受検に関する指導

(5) 浄化槽管理士研修及びその他講習会・研修会の案内、実施

(6) 浄化槽適正管理推進事業(県委託事業)の実施

5 収益事業・その他事業

- (1) 機種登録、技術者登録等に関する事務及び指導
- (2) 機能保証制度の推進
- (3) 浄化槽システムの脱炭素化推進事業の推進
- (4) 会員に対する生活環境関連情報等の提供

6 滋賀県浄化槽適正処理促進協議会（法定協議会）への参画

浄化槽法第 54 条の規定に基づき、滋賀県の区域における浄化槽による汚水の適正な処理の促進に関し必要な協議を行うことを目的に浄化槽関係四者（県、市町、業界、当協会）により組織された滋賀県浄化槽適正処理促進協議会に委員として参画するとともに、当該協議会を通じて浄化槽台帳の整備をはじめ、浄化槽を取り巻く諸課題の解消に努めることとする。